

事業者のみなさま

福 知 山 市

前払金の使途拡大について

1 対象となる工事

令和7年4月28日以降に新たに契約する工事で、令和8年3月31日までに前払金を支払うもの

2 使途拡大の内容

前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。ただし、これらに支出できる前払金の上限は、前払金額の100分の25となります。

3 その他

地方自治法施行規則が適用される平成28年4月1日から、令和7年4月27日までに契約した工事で、令和7年度に前払金を支払うものについては、協議の上対応することとしますので、御相談ください。

お問い合わせ

福知山市役所総務部契約監理課

電話番号 0773-24-7043（直通）